

議案第38号

財産の取得について（追認）

下記のとおり財産の取得について、石岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石岡市条例第59号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 件 名    | H28（仮称）こども図書館建物賃貸借（中央図書館）（債務負担行為）             |
| 2 取得する財産 | 軽量鉄骨造（ブリース構造）プレハブ建物 1棟                        |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札による契約                                   |
| 4 契約金額   | 金69,444,000円                                  |
| 5 契約の相手方 | 茨城県水戸市笠原町978番28<br>大和リース株式会社水戸支店<br>支店長 小野寺 崇 |

令和8年2月24日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司